経済新生対策の進捗状況

平成 12 年 10 月 19 日

経済企画庁

経済新生対策の進捗状況

平成 1 2 年 1 0 月 経 済 企 画 庁

経済新生対策

- . 日本経済のダイナミズム発揮のための施策
- 1. 中小企業・ベンチャー企業振興
- 1(1)産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築 規格大量生産型産業の拡大が限界に達した今日、我 が国経済が新たなフロンティアを切り拓く上で多様性 と独創性の発揮が不可欠である。しかしながら、近年 の開業率の趨勢的低下に見られるように、我が国経済 の活力の減退が懸念される状況にある。日本経済のダ イナミズムを発揮するためには、多数の中小企業が創 意工夫を生かして活躍し、日本経済の牽引車となるこ とが期待される。

このため、これまでの中小企業政策の理念を転換し、中小企業を我が国経済のダイナミズムの源泉と位置づけるとともに、多様で活力ある中小企業の成長発展を目指すことを基本理念とする。個々の政策については、利用者の立場に立った使いやすいものとすることとし、経営革新・創業の促進、経営基盤の強化、環境の激変への適応円滑化へと再構築する。

このような産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築を行うため、今臨時国会において中小企業基本法の改正を期すとともに、後述のとおり、関係法令の改正をはじめ、必要な施策を推進する。

今回の総合的な政策により、新規株式公開企業数の 大幅な増加とともに、「起業の倍増」即ち

5年後において、年間開業企業数が10万社程度増加 (現在14万社)

今後3~5年の間に、創造的な中小企業数(注1)が 1万社程度増加

することが期待される(注2)。

(注1)創造的な中小企業

新規性を有する生産、販売及び役務提供の技術の開発、 その成果の利用のための需要開拓等を行う中小企業 (創造的中小企業として中小創造法の認定を受けてい る企業数は現在約5,000社)

(注 2) これらの数値は多様で活力ある中小企業の望ましい姿を展望したものであり、企業の設立または上場は本来的に個人ないしは企業の自主的判断によることから、他の政策目標と比べて、政策との因果関係が弱いことに留意する必要がある。

- 進捗状況
- ・昨秋の臨時国会で中小企業基本法等の一部を改正する法律が成立、12月3日に公布、施行された。
- ・12年9月末までの新規株式公開企業は中小企業も含め65社となっており、着実に増加傾向にある(10年62社、11年73社)。
- ・開業企業数は、次回の事業所・企業統計(13年実施予定)の結果が明らかになるまで正確な数値は把握できないが、雇用保険の新規適用事業所数で見ると、12年1月から5月までの合計で、対前年同期比23.2%増となっている。
- ・11年10月末で5,535件であった中小創造法認定件数は、12年8月末で6,770件。

1(2)創業・ベンチャー等の振興

資金供給の円滑化・多様化

中小企業等の資金調達は、これまで間接金融を中心と するものであったが、今後、民間のリスクマネー供給 の円滑化等により需要に応じた多様な資金調達の手段 ・昨秋の臨時国会で、中小企業信用保険法及び信用保証協会 法を改正する法律が成立、12年4月1日から、一定の財務 内容を有する中小企業の私募債発行に対し、信用保証を付与 する制度が創設された。11年度第2次補正予算において、

を確保する観点から以下の措置を講ずる。

(資金調達の選択肢の拡大)

- ・一定の要件を満たす中小企業の私募債発行に対する 信用保証の付与
- 投資事業組合(ベンチャーキャピタルファンド)へ の公的機関による出資の拡充
- ・無議決権株式の発行上限の拡大等商法上の特例措置

(担保の乏しい企業に対する資金供給)

- ・担保の乏しい中小企業のワラント債を中小企業金融 公庫が引き受ける制度の創設
- ・ベンチャー企業等に対する日本政策投資銀行等の知 的財産権担保融資等の積極的活用

(創業者、小規模企業等に対する資金供給)

- ・創業者、小規模企業等を対象とする無利子設備資金 貸付・リース制度の創設
- ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度の拡充
- ・新規開業向け貸付等マル経融資制度の特別措置の延
- ・女性起業家・高齢者起業家支援資金の拡充

人材・組織面の制度改正

中小企業・ベンチャー企業の人材確保の円滑化を図り、 また、組合形態での創業の促進など、企業の発展・成 長段階に応じた多様な組織形態の選択を可能とするた め、以下の措置を講ずる。

- ・ストックオプション制度の拡充、事後設立に係る検 査役調査の扱い等商法の特例措置
- ・中小企業組合から会社への組織変更制度の導入

1(3)人材・技術・情報等経営資源の確保と円滑化 中小企業の多様なニーズに対応して、人材、技術、 知識、情報等のソフトな経営資源の円滑な確保をワン

進捗状況

信用保証協会基金補助 (115 億円の内数) 中小企業総合事 業団出資(3,190億円の内数)を計上(12年8月末現在、1,090 件、1,122 億円の保証承認を実施)。

- ・12年9月末までに中小企業統合事業団から7組合50.5億 円、産業基盤整備基金から1件10億円の出資を実施。 ・12年9月までに、日本政策投資銀行から30億円の出資を
- 実施。 ・昨秋の闘寺国会で新事業創出促進法が改正され、12 年 3
- 月より同法の認定企業に無議決権株式の発行条件拡大と議 決権復活猶予期間の延長を認める制度が創設。12年9月末 現在、認定企業43社、本特例の利用予定企業4件。
- ・昨秋の臨時国会で中小企業金融公庫法が改正され、成長新 事業育成特別融資制度(担保の乏しい中小企業のワラント債 を中小企業金融公庫が引き受ける制度等)が創設された(12 年2月17日~17年3月31日) 11年度第2次補正予算にお いて中小企業金融公庫への出資(888億円の内数)を計上。 実績は、12年9月末現在で、33件27億円(うちワラント債 引受5件29億円)。
- ・日本政策投資銀行は、11年度は、33社に対し21億円、12 年度は、9月末現在16社に対し10億円の知的財産権担保融 資を実施。
- ・昨秋の臨時国会で中小企業近代化資金等助成法を改正する 法律が成立、12年4月1日より新制度の運用を開始し、8月 末現在、資金貸付 405 件 41 億円、貸与 902 件 134 億円を実 施。
- ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度については、貸 付対象要件を緩和(12年1月~17年3月)し、12年1月か ら9月までに、12,330件870億円の融資を実施。
- ・新規開業向け貸付等マル経融資制度の特別措置を 13 年 3 月まで一年間延長。11 年度は、貸付件数 175 件、貸付金額 6.5億円、12年度は、9月末現在で142件5.2億円の貸付を
- ・12 年 1 月に、女性起業家・高齢者起業家支援資金につい て、担保微求免除等の特別措置を行った。11 年度は 1,766 件 105.4 億円、12 年度は8 月末現在、1,220 件 77 億円の貸 付を実施。
- ・昨秋の臨時国会において、新事業創出促進法を改正する法 律が成立、12年3月より、同法の認定企業にストックオプ ション付与上限枠等の拡大を認める制度が創設された。9月 末現在、認定企業43社、うちストックオプション利用予定 企業 42 社。
- ・昨秋の闘寺国会において、中小企業団体の組織に関する法 律が改正され、12年3月より、中小企業組合から会社への 組織変更制度が創設された。12年9月末までに会社化した 組合 26 件。

・11年度第2次補正予算において48億円を計上し、以下の 事業を実施。

ストップサービス型できめ細かく支援できる体制を整備する。このため、国レベルの支援センター、都道府県等のレベルでの支援拠点、さらに中小企業が抱える悩みを気軽に相談できるより身近な地域毎の支援拠点を整備する。その際、情報ネットワークの活用等により、これら3者間の連携を促進するとともに、従来の中小企業団体に限定せずに、民間専門家の能力の最大限の活用を図ることとする。

中小企業技術革新制度 (SBIR) や産学官の連携を充実するとともに、中小企業、ベンチャーの情報化の施策として、中小企業等の競争力強化、雇用拡大を図るため、情報技術を有効活用した経営効率や経営環境の改善に資するソフトウェア等を開発し、その普及を積極的に推進する。

フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等新 事業展開に向けた経営資源の相互補完の促進を図る。

後継者問題が深刻となっている地場産業や伝統的工芸品産業について、人材の育成・確保や事業活動の普及、啓発の促進を図る。また、中小小売業等の経営資源の活用を進め、中心市街地の活性化を図る。

進捗状況

- 国レベルの支援センター事業:11年度中に、全国8箇所に中小企業ベンチャー総合支援センターの設置完了、相談事業を開始(12年8月末現在、相談実績3,290件)。都道府県等のレベルでの支援センター事業:11年度中に47箇所の都道府県等中小企業支援センターを設置完了。相談事業を開始(12年9月末現在、相談実績40,314件)
- 地域中小企業支援センター: 12 年 9 月現在、全国 193 箇 所設置。専門家派遣、各種情報提供等実施中(12年 8 月末現在、相談件数17,635 件、専門家派遣1,518 件実 施)。
- ・中小企業技術革新制度(SBIR)については、11 年度は 40 の特定補助金等を指定して、中小企業者等に対する支出 の目標額を約110億円とした(実績額は通産省にて現在集計 中)、12 年度は47 の特定補助金等を指定し、中小企業者等 に対する支出の目標額を約130億円とした。
- ・中小企業取引広域受発注マッチング情報システムの開発・ 実証事業(2.4億円)、中小小売商業情報化促進事業(5億円)、 情報処理振興事業協会(IPA)による支援ソフトウェアの公 募事業(133億円)を実施中(括弧内は11年度第2次補正 予算)。
- ・11 年度第 2 次補正予算において 2.1 億円を計上し、チェーン本部の事業概要や契約条件等に関するデータ・ベースを整備し、12 年 5 月に一般公開した。また、フランチャイズ・チェーンの仕組みや、チェーン本部と加盟店との間で適正な取引を図るためのルール等を周知するため、フランチャイズ・フェアを開催(12 年 3 月、6 会場)。
- ・11 年度第 2 次補正予算において 4 億円を計上し、販路開拓支援等の措置を講じることにより地場産業を抱える地域経済の円滑な転換の促進を図った。12 年度は、意欲的な地域中小企業による活動を支援するための地域グループ活動事業費を新設し予算の大幅拡充(13 億円)を実施。
- ・11 年度第 2 次補正予算において 4 億円を計上し、産地活性化調査研究事業を実施し若手従事者の意識改革・能力向上を図るとともに、学生、社会人等が伝統工芸士の技に直に触れる機会を提供する未来の伝統工芸士発展事業 (参加者数延べ34.564人)等を実施。
- ・11 年度第 2 次補正予算において、商業・サービス業集積 関連施設整備補助金を 10億円計上し、全国11 市町において 商業基盤施設の整備事業が実施されており、12 年度は、全 ての事業が完了予定。

1(4)金融経済環境の激変への適応円滑化 金融経済環境の激変への適応円滑化を図るため、中 小企業金融安定化特別保証を13年3月末まで1年間延

長し、保証枠を10兆円追加するとともに、雇用の増大

・中小企業金融安定化特別保証制度の延長等については、保証枠を計30兆円とし、適用期限を1年間延長した。12年9月末現在で約141万件、23.6兆円の保証を実施。

等建設的努力の計画を有することを対象要件に加える。その際、本年9月から実施している創業・ベンチャー向け特別保証について、来年度も引き続き保証枠を適用する。また、中小企業者・農林漁業者等に対する政府系金融機関等による金融環境に対応した融資制度及び金利減免措置の延長等を行う。さらに、後述のとおり倒産法制の整備を行う。

進捗状況

- ・創業・ベンチャー関連保証については、12年9月末現在で、2,356件 168億円の保証を実施(うち創業関連保証は1,818件111億円)。
- ・政府系金融機関等による貸し渋り対応の各種報資制度の取扱を、13年3月末まで一年間延長するとともに、金利減免措置の取扱を、12年10月まで一年間延長。

2. 戦略的重点的技術開発の推進

2(1)ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進

情報化

平成17年度までに、すべての国民が場所を問わず超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する。また、平成15年度までに電子政府を実現させるために不可欠な技術開発を行う。

これにより、現在のインターネットの1万倍の処理 速度と3万倍の接続規模(注)を有し、利用者を目的 の情報に安全かつ的確に導くスーパーインターネット を実現する。また、安心して、誰もが高度な情報処理 とネットワーク接続を簡単に行える新世代コンピュー ティングを実現する。

注:現在のインターネットの処理速度:数十~数百M bps

現在の接続規模:コンピュータ3,700万台

高齢化

平成 16 年度を目標に痴呆、がん等の高齢者の主要疾患のオーダーメイド医療を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する。疾患予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルゲンフリー等高機能食物及び農薬の少ない稲作を通じて、健康な食生活と安心して暮らせる生活環境を実現する。

このため、痴呆、がん等の遺伝子情報の解明、ヒトゲノムの多様性の解明、イネゲノムの有用遺伝子解析、遺伝子情報を利用した実用化技術の開発等を行う。

環境対応

地球温暖化防止のため、次世代燃料電池実用化技術、テクノスーパーライナーのトータル・サポート・システム(最適運航支援等)等次世代技術の開発を行う。また、安心・安全の生活のため、ダイオキシン関連技術開発、環境ホルモン(内分泌撹乱物質)のリスク評価、適正管理技術の開発、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術の開発を行う。

- ・ミレニアム・プロジェクトにおける「IT21(情報通信技術21世紀計画)の推進プロジェクト」として、12年度予算において152億円を計上し、超高速インターネットの実現、新世代コンピューティングの実現等を目的とする技術開発等を実施。
- ・「電子政府実現プロジェクト」として、12 年度予算において 99 億円を計上し、政府認証基盤 (GPKI) 等電子政府の基盤整備、申請・届出手続等の電子化等を目的とする技術開発等を実施。

・ミレニアム・プロジェクトにおける「ミレニアム・ゲノム・プロジェクト」として、12 年度予算において 640 億円を計上し、ヒトゲノム解析、イネゲノムの有用遺伝子の単離・機能解明の促進等を目的とする技術開発等を実施。

・ミレニアム・プロジェクトにおける環境対応のプロジェクトとして、燃料電池の実用化(14億円) テクノスーパーライナーの運航(9億円) ダイオキシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル促進(104億円)等を目的とする技術開発等を実施。(括弧内は12年度予算)

その他

メガフロート、フリーゲージトレイン等重点分野の 技術開発を推進する。

進捗状況

- ・なお 11 年度補正予算におけるミレニアム・プロジェクト の関連事業としては、情報化、高齢化、環境対応について総 額300億円程度を計上。
- ・メガフロートについては 11 年度第 2 次補正予算において 8億円、12年度予算において2億円計上し、平成12年度中 にメガフロートの安全性・信頼性を確立するとともに、移動 式防災拠点として活用するための機能要件等の整理を行う など、導入環境の整備を引き続き実施する予定。また、新形 式メガフロートの基礎的技術を確立する予定。
- ・フリーゲージトレインについては 11 年度第2次補正予算 において23億円、12年度予算において9億円を計上し(加 えて予備費分9億円)、11年度は、米国プエブロの試験線で 速度向上試験、性能試験、高速耐久試験を実施。12年度は、 3両編成化や軌間可変地上設備の整備を行い、引き続き米国 での試験を継続するとともに、新下関駅付近の車両基地を整 備中。

2(2)創造的な研究開発体制の整備と産学官の連携強 化

研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な 研究や産学官共同の研究開発を飛躍的に発展させるた めの基盤となる施設、設備の整備等を行う。また、国 立大学、国立試験研究機関等の研究施設、知的基盤の 整備を図る。

計量標準、化学物質の安全性データ等研究開発活動 経済社会活動を支える知的基盤については、平成13年 までに欧州並み水準に整備することを目指すととも に、分野毎に機動的に対応しながら、平成22年を目途 に米国並みの整備状況を目指す。

- ・研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な研究を 飛躍的に発展させるため、その基盤となる大学等の施設・設 備等を重点的に整備(11年度第2次補正予算1,713億円) その際、社会的要請が強く今後の発展が期待される研究分野 (バイオサイエンス・生命科学、宇宙・天文学、加速器科学、 核婦合・エネルギー、環境・海洋、防災、物質・材料科学、 情報・通信、産学連携)に重点化。
- ・大学の技術シーズを将来の実用化につなげるため、文部 省・通商産業省両者からの補助金(マッチング・ファンド方 式)による産官学連携については、11年度第2次補正予算 において 60 億円を計上し、12 年 3 月に 33 件のプロジェク トを採択。13年3月末まで研究を推進する予定。
- ・11 年度第 2 次補正予算において、国立試験研究所の施設 整備費として農業生物資源研究所、物質工学工業技術研究 所、電子技術総合研究所等の施設整備を実施。
- ・11 年度は第2次補正予算において178億円を計上し、20 種類の計量標準の供給体制を整備するとともに、化学物質ハ ザードデータベースのうち安全性データが存在しない23物 質の試験を行い、また、ヒト完全長 c DNA の塩基配列の解読 などを実施。
- ・12 年度予算において 101 億円計上し、上記に加えて、約 45 種類の計量標準供給体制を整備するとともに、約 1.900 物質の化学ハザードデータベースの公表、約6,000個のヒト 完全長 c DNA の塩基解読等を実施する予定。

・国立大学教官等がその研究成果の事業化を企図する民間企 業の役員を兼業すること、及び、民間企業の監査役を兼業す ることについて、一定の要件の下でみちを開くこととした を進め、早急に結論を得る。 (閣議了解) これを受け、役員兼業の公益性を明確化する 産業技術力強化法及び役員兼業の承認基準等を定める人事

産学官連携の一層の推進を図るため、国立大学教官 等の民間企業役員との兼業規制のあり方について検討

経済新生対策	進捗状況
	院規則を制定し、12年9月末現在、技術移転事業者(TLO)の取締役との兼業12人、研究成果活用企業の取締役との兼業18人、監査役との兼業6人が承認済。
3.成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度 改革 3(1)規制緩和推進3か年計画の前倒し等 規制緩和推進3か年計画における各項目について は、その実施や検討を可能な限り前倒しする。 基準認証等については、製品安全等一部の制度においては既に国際的な相互承認への対応や自己確認・自主保安を基本とした制度へ移行させるための法律改正がなされているが、その他の制度についても、国が関与する範囲の必要最小限化、自己責任原則への移行、国際整合化等の観点から、早急に見直しを行い、必要な法令改正等の措置を講ずる。	・12年3月に「規制緩和推進3か年計画」の再改定を行い、 実施予定時期の具体化、明確化を図る他、1,268事項の個別 の規制緩和措置等を盛り込んだ。
3(2)成長分野における規制緩和・制度改革 インターネットとの接続に関し、新規事業者が MDF (主配線盤)接続により、DSL(デジタル加入者回線) サービスを競争的環境下で提供できるよう NTT アクセ ス網のオープン化を推進する。このための新たな接続 ルールを平成12年度中を目途に策定することにより、 インターネット通信料金の低廉な定額料金制の導入を 促進する。	・東西NTTに対し、DSL サービスに係るMDF 接続の条件等を 東西NTTの接続約款に記載することを義務付けるためのル ールを整備し、12年9月に所要の省令改正を実施。
3(3)事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革 中小企業を中心とした事業者の事業再建を迅速かつ 柔軟に行えるようにするため、再建型の倒産手続の一 般法としての民事再生法案の成立を期する。	・昨秋の臨時国会で民事再生法が成立し、12年4月1日より施行された。12年8月末現在の申し立て件数は、333件。
会社の資産・負債を複数の会社に分割し、企業がその経営資源を効率的に活用できるようにするため、次期通常国会において会社分割制度に係る法案を提出する。	・今年の通常国会で、商法を改正する法律が成立し、来春に は会社分割制度が創設される予定。
企業会計に関して、国際的調和の観点も踏まえた一連の会計基準の変更(注)を着実に実施する。また、このような新しい会計基準への円滑な移行に関連する諸制度の整備を行う。 (注)新しい会計基準移行のスケジュール・連結財務諸表作成に際し従来の持ち株基準に代え実質的な支配基準・影響力基準を導入し、対象子会社・関連会社の範囲を拡大(平成11年4月以後開始する事業年度より適用)・税効果会計を連結財務諸表に加え個別財務諸表にも導入(同上)・金融商品、年金資産・負債の時価評価等の導入(平成12年4月以後開始する事業年度より適用予定)	・12 年 3 月、金融商品、年金資産・負債の時価評価等の導入のための関係省令を改正。

港湾運送事業の効率化と日曜・夜間荷役の推進等による港湾運送サービスの向上を図るため、京浜港等 9港における港湾運送事業について、需給調整規制の廃止や料金認可制から届出制への移行等を平成 12年内に行う法案を次期通常国会に提出するとともに、港湾運送事業者の集約・協業化を推進する。

進捗状況

・今年の通常国会で港湾運送事業法が改正され、主要9港において、11 月より需給調整規制の廃止や料金認可制から届出制への移行等がなされる予定。それに合わせ、事業者の事業共同組合化等集約・協業化推進のため、労働者最低保有基準を引き上げる予定。

4. 雇用対策

4(1)中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対 策

地域の特性等を活かして、新たに労働者を雇い入れ 良好で魅力的な雇用機会の創出を行う先導的な中小企 業に対し、人材開発・労務管理等を支援するため、中 小企業地域雇用創出特別奨励金(仮称)(510億円)を 創設する。

人材の確保、円滑な移動の促進、雇用管理の支援等 新規・成長分野の事業所、求職者に対する総合的支援 を行うため、新規・成長分野人材サービスセンター(仮称)を全国主要都市に設置する。

中小企業の個々具体的な人材ニーズに応じ、その発展を担う人材育成を専修学校等を活用しつつ推進する。

NPO 等を含め、介護分野での雇用機会の創出を図るため、介護労働者法改正案を次期通常国会に提出する。

大規模なリストラの実施により、大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るため、特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金(仮称)(321億円)を創設する。

就職環境の厳しい新卒者をはじめとした若年者及び 障害者の就職支援対策を強化するため、大学・高校新 卒者や若年早期離転職者等を対象とした就職面接会や 相談コーナーの設置、経営者団体と連携して障害者の トライアル雇用などを実施する「障害者緊急雇用安定 プロジェクト」を行う。

外国人観光客の訪日の促進等により国内観光需要を 早急に拡大するとともに、観光産業における良質なパート労働力の育成を促進し、雇用創出を図る。

・12年1月、中小企業地域雇用創出特別奨励金(510億円) を創設。12年9月末までの申請件数は1,051件、うち700件が選定済。

- ・「新規・成長分野人材サービスセンター」については、11年度は、2箇所(東京、大阪)12年度は、4箇所(北海道、宮城、愛知、福岡)に設置。12年9月末までに約13,000人が利用。
- ・離る職者訓練については、中小企業の個々の具体的な人材ニーズを踏まえ、11年度は、約12万人(推計)を実施、12年度は、約14万人規模まで拡大の予定。
- ・今年の通常国会において、介護分野の良好な雇用機会の創出等を内容とする介護労働者法改正案が成立し、12 年 4 月施行された。
- ・11年12月、特定地域・下請企業額職者雇用創出奨励金(321億円)を創設。12年4月、同奨励金に係る指定事業所(日産自動車株村山工場、日産車体株京都工場、愛知機械工業株港工場)及び指定地域(東京都武蔵村山市、昭島市、京都府宇治市等)を指定。
- ・12年3月、高校新卒者を対象とした就職面接会(71回) 就職準備講習(5,882人)を実施し、未内定者の就職促進を 図った。
- ・「若年早期離る職者相談コーナー」を、新たに全国5箇所(秋田、茨城、滋賀、兵庫、岡山)に設置。
- ・障害者を対象とした就職面接会を、11 年度末までに全国 で 220 回開催し、12 年度は、全国で 188 回開催予定。
- ・「障害者緊急雇用安定プロジェクト」は、12年9月末までに、職場実習受講者4,203人、トライアル雇用者2,999人について実施、うち本雇用に移行したものは1,789人である。
- ・九州・沖縄サミット開催に向けた九州・沖縄地区の魅力を PR するキャンペーン等を実施。
- ・サインシステム (外国人観光客の利便に資する案内、誘導または説明機能を有する設備)については、11 年度第2次

上。一直一直一直一直,一直一直一直一直一直,一直一直一直一直一直。 	│ 進捗状況 │ 補正予算において4億円を計上し、12年度整備完了に向け9
	道県 15 地域において整備中。 ・12 年 2 月から 3 月にかけて、全国約 100 ヶ所で「観光ワーキングセミナー」(就労に必要な知識・能力を身につけるための短期研修)を開催(約 12,000 人受講)。
4(2)「21世紀人材立国計画」の推進等 産学官の連携により、各人・各企業のニーズに応じた人材育成のためのツール開発、教育訓練の斡旋を行うシステムの先導的構築を行うとともに、特に、新規事業展開を担う人材育成を図る中小企業や高齢起業者に対し特別の支援を行う「21世紀人材立国計画」を推進する。	・11 年度第2次補正予算において5億円を計上し、47 都道府県に地域人材育成総合センター設置等を行った。 ・11年度第2次補正予算において0.2億円を計上し、「中小企業発展基盤人材育成助成金」(労働者に高度な教育訓練を受けさせる中小企業事業主を支援)について、11 年度は、28 件の申請を受け付け、18 件の受給資格認定を実施。12年度は、引き続き申請を受け付け、総数で250件の受給資格認定を予定。今後、人材育成の実施状況により、助成金を支給予定。 ・11年度第2次補正予算において4億円を計上し、「高年齢者共同就業機会創出助成金」(高年齢者が共同して行う雇用・就業の機会の創出を図る事業主に対し助成)について、11年度は、事業規模は12件約5,000万円を実施。12年度においては、約300件を対象に引き続き実施(事業規模約18億円)。 ・11年度第2次補正予算において1億円を計上し、先導的教育訓練コースを46コース開発(期間3ヵ月)。
改正労働基準法による新裁量労働制に基づき、創造性豊かな人材がその能力を存分に発揮しうる主体的な働き方ができるよう条件整備を行う。	
4(3)早期再就職の促進とセイフティ・ネットの確立 労働力需給調整機能の強化を図るため、改正職業安 定法、改正労働者派遣法の円滑かつ効果的な施行、公 共職業安定所のインターネットによる情報提供等を行 う。	月1日の施行にあわせ改正法の周知等を行った。
雇用保険制度の安定的運営を確保するとともに、労働者の就職を一層促進するため、雇用保険法改正案を次期通常国会に提出する。	
中高年齢者の雇用環境の深刻化に的確に対応して、 再就職の援助を行うとともに、65歳までの雇用の確保 を図るため、高年齢者雇用安定法改正案を次期通常国 会に提出する。	・今年の通常国会において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が成立、12年10月1日施行された。

4(4)安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現

ゆとりある勤労者生活の実現、家庭と地域の連携強化等により少子・高齢化社会に適切に対応するため、 長期休暇制度の早期実現に向けて、有識者、労使代表等からなる長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する 国民会議(仮称)を開催し、国民的な運動を展開する とともに、調査研究を行う。

勤労者財刑持家融資制度の積極的活用を図ることにより、勤労者の住宅投資を促進する

進捗状況

・12年1月31日より計5回にわたり「長期休暇制度と家族生活の在り方に関する国民会議」を開催し、12年7月に報告書を取りまとめた。12年2月から3月にかけて、「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関するフェア」を全国で開催(参加人数延べ2万人)。

・勤労者財形持家融資制度についての積極的広報活動を実施、(11 年度は、持家個人融資の貸付決定戸数は 14,822 戸(前年度の 2.66 倍) 貸付決定額は 2,367 億円(前年度の 3.26 倍)。

5. 少子化・高齢化対策、年金改革 (1)介護対策

介護保険法の円滑な実施のため、制度導入当初の半年間(平成12年4月から9月まで)について、高齢者の保険料を徴収しないことができるよう財政措置を講ずる。さらに、平成12年10月からの1年間について、高齢者の保険料の2分の1を軽減するほか、平成11年度以降の準備経費等の一部に充てることができるよう財政措置を講ずる。

第2号被保険者の負担については、介護保険法の施行に伴う医療保険者の負担のうち、すでに老人医療で負担している分を除いた負担増の1年分について、全体として、新たな負担増をおさえることとし、このため個々の保険者の財政状況等をくみ取りつつ、国が医療保険者に対し財政支援措置を講ずる。

介護保険法の円滑な実施のため、介護関連施設の整備促進等の措置を講ずる。

在宅介護サービスについては、現行制度でも民間企業等の参入が可能となっているが、介護サービス利用の際の選択の自由度を一層高めるため、介護保険法の円滑な実施に向けて、多様な事業主体の参入を促進する。

・「介護円滑導入臨時特別交付金」(7,850億円)を市町村に交付。

・11 年度第 2 次補正予算において、介護保険料の円滑な徴収のための給付金を交付するため、健康保険組合連合会(600億円)に基金を造成した。12年5月には、225の健康保険組合に対し203億円を交付し、市町村国保保険者及び国民健康保険組合に対しては、それぞれ204億円、30億円を交付。

・11年12月、新ゴールドプラン後の新たなプランとして「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」を策定。11年度第2次補正予算において513億円を計上し、介護関連施設の整備を前倒し実施。また、12年度予算において、ゴールドプラン関係経費として2,714億円を計上。

・11 年度は、介護サービスへの新規参入のためのマニュアルを作成。12 年度から、新規参入予定事業者に対する立ち上げ相談等を行う「サービス事業者振興事業」を実施。

5(2)少子化・高齢化対策等

平成 13 年度までに高齢者の作業適性に関する調査を実施し、将来の勤務・作業形態、高齢者対応機器等のあるべき姿を解明する大規模な調査研究を行い、高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現を目指す。

・経済企画庁においては、11 年度は、人口減少下の経済社会構造に関する北欧諸国の実態調査と欧米諸国の研究事例調査及び今後の共同研究の参考とすべく国際会議を実施。12 年度は、社会保障システム、潜在成長力、マクロ経済的側面から見た経済社会構造の研究等、人口減少や高齢者の就労・雇用が経済社会へ与える影響の調査研究を行う予定。

経済新生対策	進捗状況
	・労働省においては、12 年度は、今後年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現のため、高齢者の活用に係る国内外の先進事例の収集・分析、産業分野別高齢者活用モデルの総合的・実証的研究、高齢者の就業に係る安全確保や能力開発に係る専門的研究を行う予定。・通商産業省においては、12 年度は、今後高齢者対応機器の設計等のため、高齢者特性について計測技術の開発及びデータの収集を行う予定。
子育て支援を推進するため、保育所等の整備を進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報の流通システムの構築による情報提供を行う。	・11年度第2次補正予算において55億円を計上し、新エンゼルプランを着実に推進すべく、多機能保育所を11年度には327ヵ所整備し、12年度には305ヵ所整備予定である。 ・11年度第2次補正予算において3億円を計上し、保育所や子育て支援に関する情報の提供を実施。
11年度に公営住宅へのエレベーター設置等少子・高 齢化に対応した良質な公共賃貸住宅3万戸の追加を図 る。	
少子・高齢化に対応した医療提供体制整備及び保健 衛生対策を実施するとともに、障害者プランに基づく 関係施策等を推進する。	・11 年度第 2 次補正予算において 192 億円を計上し、国立病院・療養所における病室環境等の改善整備(難治性結核患者等を受け入れる病棟整備等)や医療機器整備等を実施。 ・11 年度第 2 次補正予算において結核緊急事態対策事業費(3億円)を計上し、結核情報データシステムの構築や結核予防マニュアルの作成等を実施。 ・11 年度第 2 次補正予算において障害者プラン関連施設整備費(45 億円)を計上し、障害者に対する保健福祉サービスの提供体制を整備。
5(3)年金改革 年金制度については、国民の将来に対する不安を払 拭するため、以下の改革を実施する。	

拭するため、以下の改革を実施する。

将来世代の過重な負担を防ぎ確実な給付を約束する ため、年金改革関連法案について、その一日も早い成一法律等が成立。 立に向けて取り組む。

老後における所得確保を図るため、確定給付型の企 業年金等に加え、新たな選択肢として、自己責任を原 則とする確定拠出型年金の平成 12 年度からの導入を 目指す。

企業年金の統一的基準を定める企業年金法の制定の 検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進

- ・本年の通常国会において、国民年金法等の一部を改正する
- ・本年の通常国会において、確定拠出年金法案を提出したが、 衆議論職に伴い、審議未了・廃案。今後、できる限り速や かに法案再提出を行い、早期の制度導入を目指す予定。
- ・12 年 8 月に「企業年金の受給権保護を図る制度の創設に ついて (案)」(企業年金法(仮称)の骨子案)を公表。

. 21 世紀の新たな発展基盤の整備

日本経済を新生させる21世紀の新たな発展基盤を築くため、生活基盤、基幹的なネットワークインフラ等を戦略的、重点的に整備する。また、地域経済の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めるとともに、災害対策を推進する。

公共事業については、近年、費用対効果分析を含む新規事業採択時評価や再評価を導入したところであるが、引き続きその着実な実施と適切な情報の開示に努め、効率性や透明性の一層の向上を図る。さらに事後評価については、本格的な導入に向けて平成11年度に試行に着手する。また、透明性の確保と行政コストを分析するための手法等について調査研究を行う。また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的・効果的に社会資本整備を行うため、PFIを積極的に推進する。

・新規事業採択時評価については、12年3月に、建設省は11年度予算分、農林水産省及び運輸省は12年度予算分についての結果を公表。事業採択後一定期間を経過した事業等を対象とした再評価については、運輸省・建設省は12年3月に、農林水産省は12年3月及び8月に結果を公表。完了した事業を対象とした事後評価については、運輸省・建設省は12年3月に、農林水産省は、12年3月及び9月に試行結果を公表。

進捗状況

・12年3月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づく民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を策定。同基本方針の策定を受け、12年9月末までに、全国で約10件の事業について実施方針の策定・公表がなされるなど、各公共施設等の管理者において PFI 法に基づく所要の手続きが進められている。また、PFIの普及・啓発、事業の促進のための調査等を実施。

1.21世紀に向けた生活基盤の整備・充実1(1)都市・地域基盤の再構築

「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進 少子・高齢社会にふさわしい安全・安心でゆとり のある暮らしを実現するためには、通常の生活者 が暮らしに必要な用を足せる施設が混在する街、 自宅から街中まで連続したバリアフリー空間が確 保された夜間も明るく安全な歩行者、自転車中心 の街、幅広い世代の住民からなる街、住民主役の 永続性のある街づくりが重要となる。このため、 「歩いて暮らせる街づくり」構想を積極的に推進 することとし、全国10ヵ所程度の地区においてモ デルプロジェクトを実施すべく、平成11年度中に 対象自治体を選定する。

電線地中化 3,000km プロジェクト、街灯設置 5,000 基プロジェクト

都市景観の向上、都市災害の防止等の観点から、 電線類地中化約3,000km を平成15年度までに実施 する。また美しい街並みの形成及び安全な道路交 通環境を実現するため、主要都市の市街地等に平 成11年度中に街灯約5,000基を設置する。

都市内の遊休地を活用し、市街地開発事業等により都市基盤を総合的・集中的に整備することにより、国際競争力を備えた都市を戦略的に再構築する。都心居住の推進、密集市街地における老朽住宅の共同建替え等を推進し、良好な住宅市街地の整備を図る。

・12年3月、「歩いて暮らせる街づくり」 構想のモデルプロジェクトを実施する対象地区を20選定。

- ・電線地中化等に関連する社会資本整備費を 11 年度第 2 次補正 予算において 916 億円、12 年度予算において 1,054 億円を計上 し、約 3,000km (11~15 年度) のうち、11~12 年度で約 1,200km 実施すべく予算措置を講じた。
- ・街灯設置については、11年度中に一般国道2号中野東(広島市)等街灯設置5,000基プロジェクトを完了。
- ・市街地再開発事業関連の社会資本整備費を11年度第2次補正 予算において225億円、12年度予算において692億円(11年度 当初予算比5%増)を計上し、環状第2号線新橋・虎ノ門地区第 2種市街地再開発事業、JR住吉駅南地区第1種市街地再開発事業等を推進している。

進捗状況

・住宅市街地整備総合支援事業のための経費を、11 年度第2次補正予算において125億円、12年度予算において619億円計上し、高見地区、東雲地区等約160地区で事業を実施している。・密集市街地整備促進事業のための経費を11年度第2次補正予算において26億円、12年度予算において125億円計上し、東四

つ木地区、庄内地区等約160地区で事業を実施している。

- 既存住宅の積極的な改装・活用 バリアフリー化、耐震化等住空間の質的向上に資 する既存住宅の積極的改善を推進し、リフォーム 投資を促進する。
- ・11 年度第 2 次補正予算において、602 億円計上し、既設公営住宅へのエレベーター設置、耐震改修を含む公共賃貸住宅の整備について 3 万戸を追加。

田園空間等の形成

暮らしやすく自然豊かな田園・森林・漁村空間を 形成し、都市住民の利用にも供するための伝統的 な景観の復元や住環境を形成するための整備を行 うとともに、定年帰農への支援、菜園併設型の緑 住空間の形成等により地域の活性化を推進する。

・11 年度第2次補正予算において2,045 億円計上し、田園空間整備・活用対策、農村生活環境整備対策等の事業を実施。

1(2)総合的な渋滞対策

渋滞ボトルネック 100 箇所の重点的解消主要都市の交通体系のボトルネック解消のために、すでに事業実施中の箇所のうち全国で約 100 箇所について、平成 12年度までに事業を完了し、都市環境の改善と都市内における移動時間の短縮を図る。また、ボトルネックとなっている踏切を解消するため、連続立体交差事業等を推進する。

- ・渋滞解消に係る社会資本整備費を11年度第2次補正予算において590億円、12年度予算において1,136億円を計上し、12年度事業完了を目指して、一般国道4号線越谷春日部BP赤沼交差点(埼玉県)一般国道25号線豊橋北詰・南詰交差点(大阪府)等渋滞ボトルネック約100箇所において事業を実施している。
- ・ボトルネックとなっている踏切の解消については、11 年度第2 次補正予算において 149 億円、12 年度予算において 1,150 億円を計上し、連続立体交差事業等の踏切道の改良を促進。11 年度は、JR 関西本線 (難波・今宮間)等において、踏切道の立体交差化を完成。12 年度は、踏切道等総合対策事業を創設。
- 3 大都市圏における構造的な渋滞解消を図るため、通過交通の都心部への流入を抑制する効果の高い環状道路に重点投資を行う。
- ・11年度第2次補正予算において511億円を計上し、首都圏中 央連絡自動車道、東海環状自動車道、京奈和自動車道等の整備 を実施している。

1(3)弱者にやさしい街づくり

あらゆる人に利用しやすい生活空間を実現するため、公共施設、公共交通機関、歩道等におけるバリアフリー化等について所要の措置を講じる。原則として、段差が5m以上あり、かつ、1日の乗降客数5,000人以上の鉄道駅について、22年までにエレベーター・エスカレーターを整備することを目標とする。

- ・本年の通常国会で、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を 利用した移動の円滑化の促進に関する法律が成立した。
- ・歩道等のバリアフリー化については、11 年度第2次補正予算において459億円(約350地区)12 年度予算において2,290億円(約1,600地区)を計上し、事業を実施している。(12年度より歩行者や車いす使用者が安全で快適に通行できる歩行空間をネットワークとして形成するための「歩行空間ネットワーク総合整備事業」を創設。)
- ・鉄道駅のバリアフリー化については、11 年度第2次補正予算において9億円を計上し、7事業者14駅の事業に対し補助を行った。また、12 年度予算において110億円を計上し、年度中に26 事業者202駅の事業を実施する予定。

進捗状況

- 2. 基幹ネットワークインフラの整備
- (1) 高速交通体系の整備と ETC 設置目標の引上 げ

人・物の交流をより効率的で安全なものにする ための高速交通ネットワークの整備を図る。多様 な ITS のサービスを支えるスマートウェイの本格 的整備に向け、ETC について、平成 14 年度までに 全国約900 箇所で導入という整備目標を設定する。

- ・整備新幹線の整備については、11 年度第2次補正予算において300億円、12年度当初予算において352億円(12年度公共事業等予備費使用後は912億円)を計上し、12年度予備費までの進捗率は、既着工3線5区間では78%、新規着工3線3区間では6%、着工全区間では52%。
- ・全国的な高速ネットワークを形成する高規格幹線道路については、11年度第2次補正予算において915億円、12年度予算において9,644億円を計上、高規格幹線道路を補完するとともに、空港等国際拠点へのアクセス強化等に資する地域高規格道路については、11年度第2次補正予算において278億円、12年度予算において3,984億円を計上し、それぞれ整備を推進。・ETCについては、11年度第2次補正予算において114億円(事業費242億円)、12年度予算において13億円(事業費520億円)を計上し、路側機器の整備を図るとともに、12年4月より、千葉地区を中心とする首都圏主要路線の料金所で試行運用を実施。12年度中に全国約600料金所でサービスを開始するとともに、14年度末までに全国約900の料金所にサービスを拡大する予定。
- 2(2)情報通信ネットワークの高速・大容量化 今後の日本全土の情報流通を想定し、情報通信 網等の情報通信基盤のあり方等について平成11年 度を目途に21世紀への架け橋となる情報通信ビジョンを策定する。

・12年3月に郵政省電気通信審議会において「21世紀の情報通信ビジョン - IT Japan for ALL - 」を取りまとめた。

研究開発用ギガビットネットワークを活用した 超高速ネットワークの利用技術の研究開発を一層 推進するとともに、既に構築されている幹線系ネットワークについて、さらなる高速・大容量化を 推進するため、テラビットに関する基礎・応用研究に加え、平成12年度よりペタビット通信技術の 基礎研究を開始する。また、加入者系光ファイバー網については、民間主体原則の下、平成13年度 末で全国の約50%の地域がカバーされる見込みで あり、平成17年度を目途に全国整備が実現できる よう努力する。

・研究開発用ギガビットネットワークについては、11 年度第 2 次補正予算において 20 億円、12 年度予算において 10 億円を計上し、11 年度に運用を随時開始し公募研究を行った(12 年 9 月末現在 26 件を採択済)ほか、ギガビットネットワーク技術の研究、アクセスポイントの追加整備に着手。ペタビット通信技術については 12 年度予算において 34 億円計上し、基礎研究に着手。
・加入者系光ファイバ網については、7 年度に NTT - C ・融資に利子助成を行う特別融資制度を創設しており、その利子助成原

民間主導の情報通信ネットワーク整備に要する時間の短縮とコストの削減に資するよう、公共施設管理用等の光ファイバー網及びその収容空間(情報 BOX 等)の民間事業者等による活用のための環境整備を積極的に推進する。

・道路管理用光ファイバー及びその収容空間である情報 BOX については、11 年度第 2 次補正予算において 839 億円、12 年度予算において 416 億円を計上し、整備を実施。情報 B O X については、12 年度末までに約 15,900km を目標に整備を実施。・一級河川等における管理用光ファイバ及びその収容空間については、11 年度第 2 次補正予算において利根川(千葉県)等約

600km、12年度予算において信濃川(新潟県)等約300kmの整備を実施しており、12年度末までに4,200kmの整備を予定。

資として 12 年度予算において8 億円を計上し、民間事業者の設

備を支援(11年度末時点で全国の約36%の地域をカバー)

2(3)国際拠点インフラの整備とアクセス強化 三大都市圏における拠点空港、港湾等競争力の 高い国際拠点を整備する。また、国際拠点へのア

・三大都市圏における拠点空港の整備として、 中部国際空港は、11年度第2次補正予算において100億円を

クセス強化を進める。また、国際拠点へのアクセス強化を進める。

進捗状況

計上し、12年4月に飛行場設置許可、6月には公有水面埋立法に基づく埋立免許を受け、8月に現地着工。 関西国際空港は、11年度第2次補正予算において90億円を計上し、11年度に、2期事業に現地着工し、現在推進中。東京国際空港(羽田)においては、沖合展開事業第3期の東旅客ターミナル等の整備のため、11年度第2次補正予算において44億円、12年度予算において200億円を計上。また、首都圏空港調査を実施中(11年度第2次補正予算:15億円、12年度予算2.7億円)。

- ・中枢・中核国際港湾の整備については、11年度第2次補正予算において300億円を計上し、三大都市圏を中心に高規格な国際海上コンテナターミナルの整備を推進し、12年9月末までに8バースを供用。
- ・国際拠点インフラの整備、アクセスの強化について国際交流インフラ推進事業(全国13地域で実施中)をはじめ、港湾・空港とアクセス道路の一体的整備を推進しているところであり、12年8月末において国際海上コンテナターミナル及び複合一貫輸送ターミナルあわせて9箇所の整備に着手、推進。

3.情報化の飛躍的推進

3(1)教育の情報化

13 年度までに、全ての公立小中高等学校等がインターネットに接続でき、すべての公立学校教員がコンピュータの活用能力を身につけられるようにする。平成 14年度には、我が国の教育の情報化の進展状況を、国際的な水準の視点から総合的に点検するとともに、その成果を国民に周知するため、国内外の子供たちの幅広い参加による、インターネットを活用したフェスティバルを開催する。平成17年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備する。

教員養成課程を有する全ての大学において、平成12年度からコンピュータの操作に関する科目を必修とする。

- ・教育の情報化については11年度第2次補正予算において298 億円を計上し、公立小中学校におけるコンピュータ教室の整備 等を実施。
- ・平成17年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備するため、「ミレニアム・プロジェクト『教育の情報化』」を平成12年度より開始、具体的には、公立学校のコンピュータ整備・インターネット接続、校内LANの整備、私立学校のコンピュータの整備、教員研修の実施、学校教育用コンテンツの開発、教育情報ナショナルセンター機能の整備等を推進。

・情報機器の操作(2単位)を必修化し、12年度の大学入学生から全面的に適用。

3(2)地域の情報化

地域内及び地域間の教育、行政、福祉、医療、防災等における情報網の高度化を図るため、地域の高速 LAN 整備等を促進するとともに、地域の創意工夫に基づくインターネット等の情報通信のソフト面及びハード面の利用環境の向上に資する事業を推進する。

地域に密着した情報通信メディアであるケーブ ルテレビ網の整備を促進する。

- ・地域の高速LAN整備については、11年度第2次補正予算において5.1億円を計上し、8地域に対して補助を実施。12年度中に8地域全ての事業を完了予定。
- ・地域インターネット導入促進事業については、11 年度第2次 補正予算において72 億円を計上し、12年9月末までに382地域 に対して補助金の交付を決定し、うち101地域が完了。
- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業については、11年度第2次補正予算において100億円を計上し、所要経費の一部を補助し、地域情報化を推進(12年9月末までに117事業に対し補助を実施)。

文化等の便益を享受でき、定住性の高い農山漁村生活を実現するとともに、農林漁業生産を核とする多彩なアグリビジネスを創出するため、未来型の高度情報化農村システムの開発を推進するとともに、高度情報基盤の整備を図る。

進捗状況

・高度情報化農村システム開発事業として、未来型の「高度情報化農村」を実現するため、 都市住民及びモデル15市町村における意向調査、 モデル15市町村における構想策定、 ソフトウェア及び基本設計の開発、を実施。

3(3)電子政府の実現

平成15年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続を、インターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。 具体的な電子申請システムの構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革との同時実施を目指す。

同年 5 月に高度情報通信社会推進本部に報告した「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」に基づく省庁別アクションプランにより、原則として 15 年度までに基盤となる制度・システムの整備、個別手続きのオンライン化の実施に計画的に取り組む。

・12年3月に行政情報システム各省庁連絡会議において策定し、

国税の電子申告については、必要な実験を行うなど、その実現に向けての基盤の整備を推進する。

・12 年度は、東京国税局の2署において、所得税、法人税及び 消費税について、電子申告の導入に必要な実験を実施。13 年度 以降、申告手続等をインターネット等のネットワークで行うこ とのできるシステムを構築し、法令等により必要な措置を講じ た上で15 年度までに一部の税目等について運用を開始する予 定。

輸出入及び港湾諸手続きについては、ペーパーレス化、ワンストップサービスの早期の実現を目指す。

・12 年度に、外為法に基づく輸出人の許可・承認手続の電子システムである「貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)」の運法開始。13 年度を目途に「通関情報処理システム」(税関手続きをシステム処理)と「港弯EDI システム」(港湾管理者等への港湾手続きをシステム処理)を接続し、さらに14 年度を目途に「通関情報処理システム」と「貿易管理オープンネットワークシステム」を連携することにより、ワンストップサービスの実現を図る予定。

郵便局等のワンストップ行政サービスステーション化を推進する。

・12 年度において、都道府県を実験自治体に加え、広域的行政 サービスを郵便局で実施することの意義を実証や、自治体発行 の市民カードと連携し、市民が利用することを可能とするため の実験を行う。

3(4)電子商取引の法整備等

インターネットを活用した電子商取引等を促進するために、相手方を確認する電子認証業務の健全な発展を促すとともに、電子署名が少なくとも手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤を整備するため、電子認証業務に関する法整備を行う。

・本年の通常国会において「電子署名及び認証業務に関する法律」が成立。13年4月1日(一部3月1日)の施行に向け、関係政省令の整備等を実施中。

インターネット上の個人情報保護の確保、情報 セキュリティ技術の開発等を推進し、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図る。 ・本年秋から米国 BBBonline のプライバシーシールプログラム との相互承認を実施する予定のプライバシーマーク制度の普及 等により、個人情報保護への自主的取組みの促進に取り組む。 ・コンピュータセキュリティ基盤整備について、12 年度中に、 運用評価環境の整備を完了する予定。12 年度から 14 年度まで、

進捗状況

セキュリティアプリケーション技術開発、暗号技術評価、情報 セキュリティ技術の開発等を実施する予定。

地理情報システム (GIS) について、官民が協力 して幅広い実証実験を実施し、データの利活用に 関する技術開発等を行い、平成15年度以降、全国 レベルで GIS の効率的整備及び相互利用を行える ようにする。 ・12年10月6日、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議で13年度末までのアクションプラン「今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について」を決定した。実証実験について、11年度第2次補正予算で14億円を、12年度当初予算に50億円を計上し、全国7府県において実施中。

新たな市場創出に結びつく創造的な情報通信技術・システムの開発や、それを活用したサービス開発に取り組むベンチャー企業、SOHO等に対する支援を行う。

・ベンチャー・中小企業・SOHO の戦略的情報化支援事業については、11 年度に経営効率や経営環境の改善を支援するソフトウェア等を公募により60件採択し、12 年度も引き続き開発・実証実験を実施。

4.環境への負荷の少ない経済社会構築のための 環境整備

4(1)循環型社会形成のための基礎調査・研究の 推進

平成13年度までに、大量生産・大量消費・大量 廃棄型の現行の経済社会システムを静脈産業(循 環型経済社会を支える産業)という新たな視点か ら見直すため、産業経済構造、技術開発、技能普 及、関連産業の育成等に関する大規模な調査研究 を実施する。

・11 年度は、欧米諸国における実態調査及び市町村向けの容器 包装の分別収集の手引書の作成を実施。12 年度は、円滑な循環 型社会の促進、持続可能な経済社会の発展のため、経済・社会 制度的課題・技術面での環境整備等についての調査研究を行う 予定。

4(2)廃棄物処理・リサイクルの推進、ダイオキシン対策の推進

廃棄物処理・リサイクルの推進

廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、 リサイクルの推進、優良な産業廃棄物処理業者の 育成を図るとともに、次期通常国会に所要の法律 案を提出する。

・本年の通常国会において循環型社会の形成に関する基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」国の関与による産業廃棄物処理施設整備等を図るため廃棄物処理法等の改正、廃棄物の発生対策・部品等の再利用対策を盛り込んだ再生資源利用促進法の改正、食品廃棄物の再生利用等を義務付ける「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、コンクリート、アスファルト、木材の分別解体及び再資源化を義務付ける「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が成立。

ダイオキシン対策の着実な推進

ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、必要な 諸対策に取り組み、平成14年度までに全国のダイ オキシン類の排出総量を平成9年比で約9割削減 する。

・廃棄物処理施設からのダイオキシンについては、11 年度第 2 次補正予算において 265 億円を計上し、廃棄物処理施設の前倒 し実施、分別収集を先進的に実施する市町村への体制整備等を 行っている。

5. 国民の安全対策

5(1)安全な街づくり

震災・風水害に対応できる災害に強い国土を形成するため、平成15年度までに浸水常襲地区(約350河川)の水害対策や平成14年度までに土砂災害の発生した危険箇所(約3,000箇所)の解消対策等の防災対策を推進する。

- ・11年度第2次補正予算において1,477億円、12年度予算において1,431億円を計上し、床上浸水被害が頻発している地域に関係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、慢性的な床上浸水を解消することとし、12年度末までに約110河川について完了予定。
- ・11年度第2次補正予算において854億円、12年度予算におい

進捗状況

て601 億円を計上し、砂防関連事業については、近年土砂災害等が発生し緊急に対策を必要とする危険箇所の土砂災害対策等を推進しており、12年9月末までに約2,700 箇所で実施。

地震災害等に対し大都市の既成市街地における 構造的な防災機能の強化を図るため、避難地・防 災活動拠点となる防災公園と周辺市街地の一体的 な整備等を推進する。

・11 年度第2次補正予算において、都市基盤整備公団が地方公 共団体の要請を受け、市街地の整備改善と一体的に防災公園を 緊急に整備する防災公園街区整備事業を創設し、用地取得のた めの経費1,000億円を計上。

5(2)コンクリート構造物の安全対策

最近のトンネルにおけるコンクリート片の落下 事故等を教訓とし、鉄道、道路等のコンクリート 構造物に対する安全性・信頼性を向上させるため、 必要な箇所に補修等の対策を講じるとともに、検 査・維持・管理技術の高度化を図る。

・11 年度第 2 次補正予算において、トンネル、橋梁、道路附属物の緊急的な点検及び補修を実施。12 年度においては、有識者からなる検討委員会を設置し、これまでの損傷事例を調査して必要な点検手法や補修方法の検討を行い、所要の対策を実施していく。

5(3)原子力防災・安全対策

東海村ウラン加工施設事故にかんがみ、初期動作の迅速化や国と地方自治体の有機的連携の強化等を図るための「原子力災害対策特別措置法案(仮称)」及び加工事業に係る定期検査の追加等を行うための原子炉等規制法改正法案を今臨時国会に提出すること等により、原子力防災や安全規制について、国や地方公共団体の体制整備を図る。

- ・昨秋の臨時国会において、国の対応強化や事業者の役割等を 明確化した原子力災害対策特別措置法及び保安規定の遵守状況 に関する検査の受検等を義務付けた原子炉等規制法改正法改正 案が成立。
- ・11年度第2次補正予算において1,268億円を計上し、放射線 モニタリングの強化、国、地方公共団体、事業者等が共同の対 策本部を設置する場である緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の整備等について措置。

6.アジア対策

経済危機を脱却し回復過程に入りつつあるアジア諸国の中長期的な経済再生の基盤強化としての人造り・国造りを支援するため、産業人材育成を目的とした専門家派遣等、及び、将来の指導者層への投資としての留学生受入等の人的交流を拡充する。

また、アジア経済への積極的貢献を引き続き行うため、アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款について、対象国及び対象分野の拡大につき検討する。

さらに、国際開発金融機関と協力しつつ、国際 協力銀行を通じたアジアの民間セクターへの投資 による支援について検討を行う。

- ・11年度第2次補正予算において4.5億円を計上し、産業人材育成を目的として専門家をタイ・インドネシア・ヴェトナム及びラオス等に派遣。
- ・留学生受入等の人的交流については、11年度第2次補正予算において約41億円を計上し、アジア地域等からの私費留学生に支援を行っているほか、JICA長期研修による研修生受入等を実施。
- ・12年1月に、特別円借款について経済危機の影響を受けたアジア諸国以外の国も必要に応じて対象国とし、情報通信、輸送基地、送配電、パイプライン、下水道、廃棄物処理、工業団地等を対象分野とした。
- ・タイ政府の意向を受け、アジア開発銀行(ADB)との協力の下で、国際協力銀行を通じ、タイの民間セクターへの投資を目的とする「中小企業再建・育成ファンド(仮称)」への出資を検討中。

- . 金融市場の活性化と不動産の証券化等
- 1.金融市場の活性化
- (1)証券市場の改革・活性化

個人金融資産のより有利な運用の道を開くととも に、中小・ベンチャー企業や次代を担う新規産業への 円滑な資金供給を実現するため、店頭登録市場、未公 開市場、取引所市場に係る証券市場の抜本的、総合的 改革(注)を着実に推進する。

- (注)証券市場の改革
- (店頭登録市場)登録基準の弾力的見直し、店頭登録 企業の四半期毎のディスクロージャー制度導入等 (未公開市場)インターネットを利用した気配公表シ ステムの稼動、週一回以上への気配公表頻度の増
- (取引所市場)新興企業を対象とした新市場の創設、 会社型投信等新商品に対応した上場制度の構築等

決済期間の短縮等決済リスクの更なる低減、決済システムの効率化を図り、安全で国際的に通用するシステムを構築するため、取引の全過程を通じた電子化、CP のペーパーレス化、社債等登録法等の関連法制の見直しを行う。

現在紙媒体で提出されている有価証券報告書等の開示書類の電子化について、必要なシステムの開発の推進等を行い、平成13年度からの導入を目指す。

1(2)検査監督体制の強化等

先端金融技術の活用によるモニタリングの向上、海外当局や国際監督機関との連携強化を図るとともに、 民間ノウハウを積極的に活用しつつ検査・監視・監督 体制の強化を図ることにより、金融機関の財務状況の 把握の強化、市場ルールの遵守の徹底を行う。また、 信用組合の検査・監督事務の円滑な移管のための都道 府県との連携強化を図る。

進捗状況

- ・店頭登録市場については、より多くのベンチャー企業等が登録できる仕組みを設けるための店頭登録基準の見直し(12年2月)、マーケットメイク銘柄の小口注文を自動執行するための売買システムの稼動(12年3月)、四半期ディスクロージャーの登録企業への要請(12年7月)が行われた。
- ・未公開市場については、インターネットを利用した気配公表システムの稼動(12年1月)気配公表銘柄の週1回以上の気配値及び売買状況の公表(12年2月)更に、気配値及び売買状況の公表頻度を高めるため、気配値及び売買状況の公表を毎回行う銘柄と週1回以上行う銘柄に区分(12年7月)が行われた。
- ・取引所市場については、新興企業向け市場として、東証マザーズ(11年11月) 大証ナスダック・ジャパン市場(12年5月)札証アンビシャス(12年4月) 福証Q-Board(12年5月)が開設。
- ・12年3月、「CPのペーパーレス化に関する研究会」(法務省 民事局、大蔵省金融企画局(現金融庁)が共同で設定)において、CPのペーパーレス化のための、法制度の整備についての報告書が取りまとめられ、次期通常国会にCPのペーパーレス化を実現するための法律案を提出すべく作業中。
- ・証券決済システムの改革については、12年6月金融審議会、第一部会、証券決済システムの改革に関するワーキング・グループの報告書がとりまとめられた。
- ・有価証券報告書等の電子化については、本年の通常国会で証券取引法の関係部分が改正され、13年6月1日導入に向け、政・省令等の改正準備、関係システムの構築を実施。
- ・モニタリングについては、銀行の市場リスク・信用リスク等に係る各種計数を分析するためのコンピュータシステムを平成 11 年度に開発、現在も同システムの拡張中。
- ・海外当局等との連携については、個別案件毎の連絡や、定期会合の開催等により実施しており、12年度においても米、 英等欧米諸国及びアジアの主要国との協議を実施。
- ・証券分野における情報交換のための覚書(MOU)については、 早期締結を目指し米国等と協議を実施。
- ・民間ノウハウの活用については、整理回収機構より1名を常勤職員として、12年4月に採用するとともに、民間の専門家を非常勤職員として5名採用。(これまで、非常勤職員のうち11名を常勤の金融証券検査官として、2名を常勤の証券取引検査官として登用。)
- ・12 年 3 月 28 日をインターネット・サーフ・デイとして、 18 ヶ国 21 の証券規制当局等と連携して一斉に不正行為の実 態把握を行い、今後フォローすべきサイトとして 25 サイトを

経済新生対策 進捗状況 証券監督者国際機構(IOSCO)へ報告。 ・12年5月、インターネット上の情報監視を強化するため、 インターネット巡回監視システム(証券関係の情報発信がさ れているサイトを一日数回巡回し、情報の蓄積を自動的に行 うシステム)を稼動開始。 ・13年3月末を目指して、電子開示財務内容分析システム(電 子化された有価証券報告書等のデータを利用し、虚偽記載調 査を支援するシステム)の構築を進め、13年に稼動開始予定。 ・預金保険機構の特例業務勘定に交付した7兆円の国債を13 兆円に拡大し、併せて新たに交付した国債の償還財源として、 破綻金融機関の預金者保護を図るため預金保険機構 4.5 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れる等万全の対応 の特例業務勘定に交付した国債について、その円滑な を措置済(12年9月末現在7兆7622億円の償還を完了) 償還を確保する。 2. 不動産の証券化等 (1)不動産の証券化等 不動産の一層の流動化等を図り、金融イノベーショ ・本年の通常国会において「特定目的会社による特定資産の ンを促し、より多様で魅力的な商品の組成を可能とす 流動化に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。11月 るため、投資家保護の視点も踏まえ、SPC法(「特定目 末までに施行する予定。 的会社による特定資産の流動化に関する法律」)の改正 法案を次期通常国会に提出するなど、諸制度の整備を 図る。 本年9月に創設された投資ファンド型(対象不動産 ・投資ファンド型不動産特定共同事業については、11年9月 変更型)不動産特定共同事業の活用促進、不動産投資 の省令改正以降、12年9月末までに募集総額は96億円とな 顧問業登録制度の創設、商品の共同売買市場の整備、 った。 最低出資額制限の撤廃等を行う。 良質な賃貸住宅等の供給を促進する観点から定期借 ・昨秋の臨時国会において定期借家権の導入に係る法律が成 家権の導入に係る法案の早期成立を図る。 立、12年3月1日から定期借家権が導入された。 2(2)住宅金融対策 住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を 10 万戸追加し、65 万戸とするとともに、生活空間倍 増緊急融資の適用期間の延長等を行う。また、良好な住宅ストック形成に資する融資制度の見直しや貸付債権の証券化等資金調達手法の多様化を図るため、住宅金融公庫法の改正法案を次期通常国会に提出する。年金住宅融資について、融資限度額の引上げ措置の延長等を行う。

- ・住宅金融公庫については、11年度第2次補正予算において、 融資枠を10万戸追加し、65万戸とするとともに、生活空間 倍増緊急融資、住宅ローン返済困難者対策等の適用期間を1 年間延長し、12年度末までとした。本年の通常国会において 良質な住宅ストックの形成等に向けた貸付条件の改善、補完 的な資金調達としての貸付債権の証券化等資金の調達手段の 多様化等を内容とする住宅金融公庫法等の一部を改正する法 律が成立。
- ・年金住宅融資については、融資限度額の引き上げ措置等を延長するとともに、11 年 11 月より年金バリアフリー住宅の融資条件の改善を図った。
- 3.日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営 日本銀行においては、経済の回復を確実なものとす るため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で 弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動 的に金融政策を運営するよう要請する。
- ・政府は、日本銀行に対し、本対策の趣旨に沿い、引き続き、金融政策を適切かつ機動的に運営するように要請した。

進捗状況

. その他

1.税制

景気の本格的回復と新たな発展基盤の確立を目指す観点から、中小企業・ベンチャー企業支援に資する措置、民間投資の促進に資する措置等、真に有効かつ適切な措置について検討を行い、結論を得る。

・12 年度税制改正において、いわゆるエンジェル税制の対象となる特定株式の譲渡益課税の特例の創設、住宅ローン税額控除制度の拡充、特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限の延長等の措置を講じた。

2.国債発行の多様化

国債の発行については、確実かつ円滑な消化を図る観点から、市場のニーズを踏まえ、国債の多様化を進めるとともに公社債市場の活性化を図るため、平成12年2月を目途に5年利付国債を導入する。

・12年2月、5年利付国債を導入した。

3.2000年問題への対応

コンピュータ西暦 2000 年問題に的確に対応するため、引き続き事業者等に対してプログラムの修正等の対応や、危機管理計画の策定を行うよう指導等を行う。また、万一の事態に対応するため、中小企業向けの相談・支援体制の充実など必要な措置を講ずる。さらに、アジア・太平洋地域諸国において我が国の国際的リーダーシップを具体的に発揮するため、これらの諸国における不測の事態に対応できるよう、所要の措置を講ずる。

- ・コンピュータ西暦2000 年問題に対応するため、官民をあげて、 未然防止のためのシステム点検、 危機管理、 情報提供、 国際対応をおこなった結果、最も警戒すべきとされた年末年 始及び閏日を経たが、一部の不都合等を除き、深刻な事態は発 生しなかった。
- ・万一の事態に対応するため、中小企業総合事業団及び全国47 地域の中小企業地域情報センターに緊急相談窓口を設置すると ともに、必要に応じ、専門家を中小企業に派遣する体制を整備 した(相談件数16件、専門家派遣2人)。
- ・11 年末にインドネシアへY 2 K専門家を派遣し、インドネシア政府と協力の上、重要分野の対応に協力した。

4.新千年紀記念行事

2001年を「ニュー・ミレニアム・ゲート・イヤー」と位置づけ、新しい世紀の技術、産業、国民生活の盛り上げを目指した祝祭行事を、2000年末から2001年にかけて行う。

具体的には、地方公共団体と民間企業に参加を 求めつつ、インターネットの全国普及と全国各地 の個性的な文化の振興を目指す。このため、広く アイディアの公募を行う。

・11 年12 月17日、新千年紀記念行事担当大臣に、堺屋経済企画庁長官が指名され、事務局として内閣総理大臣官房に新千年紀記念行事推進室が設置された。また、内閣総理大臣のもとに、新千年紀記念行事懇話会(座長:奥田トヨタ自動車株会長)が参集され、記念行事(インターネット博覧会(インパク))の基本的なあり方、コンセプト、運営等について検討が行われてきた。12 年 4 月、インターネット博覧会を民間則から支援する NPOとしてインターネット文化振興協会が発足し、6 月23 日、NPOとしての認証を受けた。12 年 9 月、インパク編集部(インパクの玄関口を担当)開会のイベント担当プロデューサーを発表した。12 年 9 月末現在で、パビリオン数は138 となっている。